

# 一般施設等利用料金一覧表（ホール）



## ●施設等利用料金

佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター

区分			利用料金（円）						施設の規模 （定員等）
			9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
通常料金	入場料 500円以下	平日	5,990	7,990	9,580	13,980	17,570	23,560	301席
		土日祝日	7,480	9,980	11,980	17,460	21,960	29,440	
	入場料 501～1,000円	平日	8,980	11,990	14,370	20,970	26,360	35,340	
		土日祝日	11,230	14,980	17,970	26,210	32,950	44,180	
	入場料 1,001円以上	平日	11,990	15,990	19,180	27,980	35,170	47,160	
		土日祝日	14,980	19,990	23,970	34,970	43,960	58,940	
	空調		3,090	4,120	4,120	7,210	8,240	11,330	

## ●リハーサル（準備）時利用料金

区分			利用料金（円）						施設の規模 （定員等）
			9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
リハーサル料金	入場料 500円以下	平日	1,790	2,390	2,870	4,190	5,270	7,060	301席
		土日祝日	2,240	2,990	3,590	5,230	6,580	8,830	
	入場料 501～1,000円	平日	2,690	3,590	4,310	6,290	7,900	10,600	
		土日祝日	3,360	4,490	5,390	7,860	9,880	13,250	
	入場料 1,001円以上	平日	3,590	4,790	5,750	8,390	10,550	14,140	
		土日祝日	4,490	5,990	7,190	10,490	13,180	17,680	
	空調		3,090	4,120	4,120	7,210	8,240	11,330	

## ●附属設備利用料金

区分		利用料金(円)
照明設備	ボーダーライト	340
	アッパーホリゾンライト	490
	ロアーホリゾンライト	460
	フットライト	320
	サスペンションライト	220
	シーリングライト	220
	ギャラリー用スポットライト	220
	フォロースポットライト	800
	フロアーコンセント	100
	舞台設備	所作台
平台		100
松羽目		1,180
毛せん		190
長ふとん		190
座ぶとん		100
人形立		100
紗幕		860
地がすり		900
金屏風		1,190
鳥の子屏風		1,190
上敷		170
指揮者台		200
指揮者用譜面台		140
演奏者用譜面台		100

区分		利用料金(円)
舞台設備	コントラバス用椅子	100
	プログラムスタンド	100
	演台	540
	司会者台	250
	音響反射版	3,760
	音響設備	2,090
音響設備	拡声装置	2,090
	カセットテープレコーダー	700
	コンパクトディスクプレーヤー	700
	エフェクター	520
	ステージスピーカー	520
	はね返りスピーカー	520
	コンデンサマイク	940
	ダイナミックマイク	440
	ワイヤレスマイク	1,110
	3点吊りマイク装置	1,080
その他	ピアノ	5,400
	ビデオカセットテープレコーダー	1,940
	書画カメラ	1,940
	スライドコンバーター	1,940
	液晶プロジェクター	1,940
	オーバーヘッドプロジェクター	790

- 入場料等とは、入場料、会費、会場整備費等その名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいいます。
- 入場料等の額に段階を設けているときは、その最高額をもって入場料等の額とします。
- 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいいます。
- 利用単位の時間を超過して利用したときは、当該利用単位の施設利用料金の額を当該利用単位の時間数で除して得た額の150パーセントに超過した時間数を乗じて得た額を徴収します。
- 4の場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- 冷暖房設備を利用するときはホールの欄に掲げる額に1時間につき1,030円を加えた額とします。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とします。
- 附属設備を利用する場合は、別途附属設備利用料金が必要となります。**
- 各区分の利用料金の単価は、施設利用の1時間区分帯（例えば午前中のみ）に1つ附属設備を利用した場合の料金です。
- 附属設備を利用した場合の精算は、利用日となります。
- 附属設備を利用する場合において、利用単位の時間を超過して利用したときは、超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する利用料金の30パーセントの額を徴収します。この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て、30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- カラーフィルター等の消耗器材費は、別途実費を徴収します。

※ 障害者及び障害者団体の方々が、相互扶助、交流、就労促進、社会参加等を目的として、アバンセを利用される場合、施設及び附属設備の利用料金を50%減額します。

# 一般施設等利用料金一覧表（研修室等）



## ●施設等利用料金

佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター

区分	利用料金 (円)						施設の規模 (定員等)
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00	
1 F	展示ギャラリー	300	410	410	710	820	109.1㎡
	〃 (販売を伴う場合)	600	820	820	1,420	1,640	
	展示コーナー	300	410	410	710	820	71.1㎡
	〃 (販売を伴う場合)	600	820	820	1,420	1,640	
2 F	特別会議室	2,810	3,750	3,750	6,560	7,500	20人
	空調	840	1,120	1,120	1,960	2,250	
	放送スタジオ	880	1,190	1,190	2,070	2,380	44㎡
	空調	260	350	350	620	710	
	音楽スタジオ	2,200	2,940	2,940	5,140	5,880	50人
	空調	660	880	880	1,540	1,760	
	企画ミーティングルーム	300	420	420	720	840	8人
空調	90	120	120	210	250		
3 F	和室	2,120	2,840	2,840	4,960	5,680	15畳+18畳
	空調	630	850	850	1,480	1,700	
	美術工芸室	2,050	2,750	2,750	4,800	5,500	28人
	空調	610	820	820	1,440	1,650	
	調理実習室	1,520	2,040	2,040	3,560	4,080	50人
空調	450	610	610	1,060	1,220		
4 F	第1研修室	3,720	4,960	4,960	8,680	9,920	108人
	空調	1,110	1,480	1,480	2,600	2,970	
	第1研修室A	2,230	2,970	2,970	5,200	5,940	48人
	空調	660	890	890	1,560	1,780	
	第1研修室B	1,490	1,990	1,990	3,480	3,980	36人
	空調	440	590	590	1,040	1,190	
	第2研修室	3,080	4,120	4,120	7,200	8,240	81人
	空調	920	1,230	1,230	2,160	2,470	
	第2研修室A	1,820	2,430	2,430	4,250	4,860	45人
	空調	540	720	720	1,270	1,450	
	第2研修室B	1,260	1,690	1,690	2,950	3,380	27人
	空調	370	500	500	880	1,010	
	第3研修室	3,210	4,300	4,300	7,510	8,600	90人
	空調	960	1,290	1,290	2,250	2,580	
	第3研修室A	2,130	2,860	2,860	4,990	5,720	54人
	空調	630	850	850	1,490	1,710	
	第3研修室B	1,080	1,440	1,440	2,520	2,880	24人
	空調	320	430	430	750	860	
	第4研修室【旧OA講習室】	2,020	2,700	2,700	4,720	5,400	30人
	空調	600	810	810	1,410	1,620	
第5研修室(PC室)【語学研修室】	1,410	1,900	1,900	3,310	3,800	30人	
空調	420	570	570	990	1,140		
講師控室A	340	470	470	810	940	8人	
空調	100	140	140	240	280		
講師控室B	340	470	470	810	940	8人	
空調	100	140	140	240	280		

## ●附属設備利用料金

区分	利用料金(円)
展示パネル(展示ギャラリー、展示コーナー) 1枚	100
〃 (展示ギャラリー) 3枚1組	300
音楽スタジオ設備(音楽スタジオ/2F)	2,160
ピアノ(音楽スタジオ/2F)	2,160
放送スタジオ設備(放送スタジオ/2F)	3,240

区分	利用料金(円)
プロジェクター(各貸館対象施設)	510
団体専用ロッカー(印刷ルーム横/2F)	1,250
団体専用大型ロッカー(幼児室②前/2F)	4,770
団体専用中型ロッカー(幼児室②前/2F)	2,640
生活工房1人1回(生活工房/3F)	100
印刷機(製版)1枚	50
印刷機(印刷)1枚	0.5

1. 研修室のAとBを併せて利用するときは、それぞれの額を合算した額とします。
  2. 利用単位の時間を超えて利用したときは、当該利用単位の施設等利用料金の額を当該利用単位の時間数で除して得た額に超過した時間数を乗じて得た額を徴収します。
  3. 2の場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
  4. ホール以外の施設を利用する場合において、冷暖房設備を利用するときは、それぞれの施設の欄に掲げる額に10分の3を乗じて得た額を加えた額とします。この場合において、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
  5. **附属設備を利用する場合は、別途附属設備利用料金が必要となります。**
  6. 各区分の利用料金の単価は、施設利用の1時間区分帯(例えば午前中のみ)に1つ附属設備を利用した場合の料金です。
  7. 附属設備を利用した場合の精算は、利用日となります。
  8. 附属設備を利用する場合において、利用単位の時間を超えて利用したときは、超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する利用料金の30パーセントの額を徴収します。この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て、30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
  9. 団体専用ロッカーの利用料金は、4月1日から翌年3月31日までの1年当たりの料金で、利用期間が1年に満たないときは、利用期間1月間までごとに、当該利用料金を12で除した金額により算定した額となります。
  10. 印刷機(印刷)の利用料金は、印刷機(印刷)の印刷枚数に利用料金の単価を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- ※ 障害者及び障害者団体の方々が、相互扶助、交流、就労促進、社会参加等を目的として、アバンセを利用される場合、施設及び附属設備の利用料金を50%減額します。